

## 熊本県災害ごみ対策情報(No.38)

～平成28年熊本地震～  
＜災害ごみ処理に関する留意事項＞

### 家屋解体に伴い不要となった浄化槽について

公費解体の対象、非対象に関わらず、家屋解体に伴い浄化槽の撤去を行う場合、槽内の汚泥の引き抜き等清掃を行わないと、悪臭の発生や衛生上の問題が発生するおそれがあるとともに、汚水を地下浸透させると地下水へ悪影響を及ぼすおそれがあります。

また、故意に汚水を地下浸透させる等の行為は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第16条に規定する不法投棄に該当する可能性があります。

各市町村におかれては、解体家屋所有者に対して浄化槽撤去前の清掃の実施について周知、指導をお願いします。